

自然科学研究機構分子科学研究所運営会議人事選考部会規則

平成16年4月1日
分研規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第8条第3項の規定に基づき、分子科学研究所に置く研究教育職員の人事等に関する事項の調査審議を分担するために設置された人事選考部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、運営会議議長が指名する運営会議委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会に属する運営会議委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第4条 部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、岡崎統合事務センター人事労務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年5月15日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。